



Title	これからのアイヌ史研究にむけて
Author(s)	榎森, 進
Citation	アイヌ研究の現在と未来：第1部．平成20年6月29日．札幌市
Issue Date	2008-06-29
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/34405
Type	lecture
File Information	28-1.pdf



[Instructions for use](#)

これからのアイヌ史研究にむけて

榎森 進

東北学院大学文学部 教授

1. アイヌ民族を取り巻く現状を正しく見据えた研究

ここ数年間、アイヌ民族の歴史や文化に関する研究論文・著書が相次いで発表・公刊されている。その内容は、様々であるが、アイヌ民族の歴史を新たな視点から捉え直そうという問題意識では共通している。しかし、アイヌ民族を取り巻く現状を正しく見据えた研究がどれだけ進んでいるのか、という目で検討を加えてみると、過去の特定の時期の特定の問題に関する精緻な研究内容であるにもかかわらず、アイヌ民族を取り巻く現状をあまり意識していない研究も見受けられる。私は、歴史学という学問は、常に現在に対する鋭い問題意識に裏付けされた学問であり、その研究成果が現代社会に生きる人々の歴史意識・歴史認識のあり方に前向きに応えるという社会的責任を有しているものと受け止めている。つまり、例え研究対象が古い時代のある特定の問題であっても、その根底に常に現在に対する鋭い問題意識が求められるということある。アイヌ民族の歴史の研究も例外ではない。現在、アイヌ民族を取り巻く現状の内、当面の重要な問題として以下の問題が存在しているものと考えている。

現在、アイヌ民族の居住地は、北海道だけに限定されなくなっており、日本全国、とりわけ首都圏に居住するアイヌ民族が多くなっていること。

「アイヌ差別」が依然として根強く存在していること。

1997年(平成9)に制定された「アイヌ文化振興法」は、アイヌ民族が求めてきた「アイヌ新法(仮称)」の重要な部分を骨抜きにした単に「アイヌ文化の振興」策を謳ったものに過ぎず、そのため北海道のみならず全国に居住するアイヌ民族の子弟の教育やアイヌ民族の生活を向上させるための新たな政策が急務となっているが、政府は、こうした問題を解決するための新たな政策を何一つ行っていないこと。

「アイヌ文化振興法」に基づき、「アイヌの伝統的生活空間(イオル)の再生」事業が行われつつあるが、日本の政府は、アイヌ民族を「先住民族」として認めることを頑として拒否してきたことから、この事業が、どれだけアイヌ民族のために資することが出来るのか、疑問視されること。(現状では、単なる「野外博物館」になる恐れがある)。

「アイヌ文化振興法」の制定に伴い「北海道旧土人保護法」と「旭川市旧土人保護地処分法」

が廃止されたが、北海道知事は「北海道旧土人保護法」にあったアイヌ民族の「共有財産」を関係のアイヌ民族個人に返還する旨公告したものの、「共有財産」をアイヌ民族の「共有財産」として認めなかったこと。（裁判闘争で最高裁まで行き、最高裁が原告であるアイヌ民族の上告を棄却し、原告側が敗訴、2006年3月24日）

2007年（平成19）9月13日（日本時間14日未明）国連総会が本会議で「先住民族の権利に関する国連宣言」を賛成多数で採択したが、日本政府は採択に際し、「民族自決権は国家からの分離・独立を含まない」、「集団の権利は一般に認められていない」などの保留を付けて賛成した。そのため、日本政府は、同宣言採択後もアイヌ民族を同宣言でいう「先住民族」として認めることを頑として拒否してきたこと。

2008年（平成20）5月、国連人権理事会が、日本政府に対し「先住民族の権利に関する国連宣言」の国内適用に向けてアイヌ民族と対話するよう勧告したこと。

2008年（平成20）6月6日、衆参両院の本会議で、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が全会一致で採択されたこと。この国会決議の主な内容は、「我が国が近代化する過程において、多数のアイヌの人々が、法的には等しく国民でありながらも差別され、貧窮を余儀なくされたという歴史的事実を、私たちは厳粛に受け止めなければならない」、「特に、本年7月に、環境サミットとも言われるG8サミットが、自然と共生を根幹とするアイヌ民族先住の地、北海道で開催されることは、誠に意義深い。政府は、これを幾に次の施策を早急に講ずべきである」として（1）政府は、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を踏まえ、アイヌの人々の日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族として認めること。（2）政府は、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択されたことを機に、同宣言における関連条項を参照しつつ、高いレベルで有識者の意見を聴きながら、これまでのアイヌ政策を更に推進し、総合的な施策の確立に取り組むこと。の2点を挙げていることである。

政府は、この国会決議を受けて、同日、町村内閣官房長官が「官邸に、有識者の意見を伺う『有識者懇談会』を設置することを検討いたします。その中で、アイヌの人々のお話を具体的に伺いつつ、我が国の実情を踏まえながら、検討を進めて参りたいと思います」との談話を発表したが、「有識者懇談会」の規模を「数人」としただけでなく、アイヌ民族の参加については、「必要なときに意見をいただく」と述べて、アイヌ民族を「先住民族」として認め、「先住民族」としての「アイヌ民族」政策を決定する極めて重要な場である「有識者懇談会」のメンバーに当事者であるアイヌ民族の代表を加えることに極めて消極的な姿勢を示していること。ただし、ごく最近の報道によると、政府は6月

23日段階で、アイヌ民族の代表も「有識者懇談会」の委員とする方向で最終調整をしているとのことである。

「アイヌ文化振興法」の原案を作成した「有識者懇談会」が和人のみの有識者・研究者で構成され、当事者であるアイヌ民族の代表者を加えなかったために、アイヌ民族が求めてきた「アイヌ新法」の重要な中味が骨抜きにされた経緯を踏まえると、この「有識者懇談会」のメンバーに多数の研究者を加えると同時に複数のアイヌ民族の代表者を加えることが緊急の課題になっているものと思う。

今後、アイヌ民族の歴史や文化の研究に従事する研究者は、アイヌ民族を取り巻く現状の内、最低でも上記の諸問題の存在を正確に知っておく必要がある。そうでなければ、何のためのアイヌ史研究が分からなくなるからである。

2. 「北東アジアのなかのアイヌ民族」という視点からの研究

従来のアイヌ民族の歴史に関する研究は、主として北海道のアイヌ民族を対象とした研究が多かったように思う。その主な要因として、過去のソ連・中国との国境の壁の存在が挙げられる。

しかし、ソ連の崩壊と、中国が「改革・開放」政策を実施して以降、日本とロシア・中国の研究者が互いに相手国に行って調査・研究を行うことが、それ以前に比し遙かに容易になったことから近年は、国境を越えた学术交流・研究者の交流が活発に行われるようになった。こうした国際的学术交流は、考古学の分野では文献史学より早い時期から行われていたため、アイヌ民族の歴史に関する研究も、北海道のみならず、ロシアの極東地域や中国の東北地方を視野に入れた研究が行われていた。しかし、文献史学も含めて名実共にロシア・中国の研究者との学术交流が飛躍的に発展したのは、やはりソ連の崩壊と中国の「改革・開放」政策実施以降のことであろう。

こうした国際的環境の変化に伴い、「北東アジアのなかのアイヌ民族」という視点からの研究が次第に発展してきている。これは、アイヌ民族史の研究にとって極めて喜ばしい現象である。何故なら、アイヌ民族の居住地域は、本州の北端部から北海道・クリル諸島・サハリンにかけての地域であり、したがって、アイヌ民族の歴史のあり方は、アイヌ民族の周辺諸民族・諸国家との関わり方に大きな影響を受けているからである。特に今後の研究で重要な課題は以下の時期における中国の各王朝とロシアとの関係のあり方の研究である。

13世紀～14世紀半ば過ぎにおけるモンゴル・元朝とサハリンのアイヌとの関係のあり方に関する実証的な研究。

14世紀半ば過ぎ～17世紀初頭における明朝とサハリンのアイヌ民族との関係のあり方に関する実証的な研究。

「最近の代表的研究成果」

○A・R・アルテームエフ著・垣内あと訳『ヌルガン永寧寺遺跡と碑文—15世紀の北東アジアとアイヌ民族—』（北大出版界、2008・2）

○菊池俊彦・中村和之編『中世の北東アジアとアイヌ—奴兒干永寧寺碑文とアイヌの北方世界—』（高志書院、2008・3）

17世紀初頭～19世紀半ば頃における清朝とサハリンのアイヌ民族との関係のあり方及びロシアとアイヌ民族との関係のあり方に関する実証的な研究。

「最近の代表的研究成果」

○松浦茂著『清朝のアムール政策と少数民族』（京都大学出版会、2006年）

3. 「日本史のなかのアイヌ民族」という視点からの研究

前近代におけるアイヌ民族の社会の発展の原動力は周辺諸民族・諸国家との「交易」の発展にあった。したがって、アイヌ民族の歴史を解明する場合、北東アジア世界の動向との関係のみならず、日本社会との関係の歴史的経緯の特徴についても分析を行う必要がある。このことは、考古学の発掘調査の結果が雄弁に物語っており、日本の古代・中世・近世に相当する時期におけるアイヌ（アイヌ民族）と日本社会との政治経済的関係のあり方からからしても多言を要しない。

特に物質文化において、アイヌ民族の形成に大きな役割を果たしたのが日本社会との「交易」の急速な発展にあったことを考慮すると、この両者の関係の歴史的過程の特徴と、それがアイヌ民族の社会や歴史のあり方に与えた影響について実証的な分析を進めることが我々に課せられた大きな課題になっている。なかでも次ぎの問題の解明が大きな課題になっているものと思う。

日本の中世に相当する時期以前におけるアイヌ（アイヌ民族）と日本社会間の「交易品」の特徴とそれが両社会にどのような影響を与えたのかを実証的に解明すること。

日本の近世に相当する時期におけるアイヌ民族と日本社会間の「交易」が、幕藩制社会の中央市場の性格を初め幕藩制社会の経済構造それ自体に大きな影響を与えていることは明らかなので、両者間の相互関係を実証的に解明すること（この場合、場所請負制との関係が大きな問題となる）

以上の諸側面を実証的に解明することによって「日本史のなかのアイヌ民族」という視点からの研究を深めることが可能となり、そのことはまた、前近代における日本史像を新たな視点から再構

築するための重要な研究となる。

4. 近現代史研究の重視

従来のアイヌ民族の歴史に関する研究は、前近代史を対象としたものが圧倒的に多いのに対し、近現代史に関する研究が依然として少ないという特徴を有している。特に現代史に関する個別具体的な実証的研究は、極めて少ない。しかし、アイヌ民族の歴史を研究する上で近現代史の研究は、最も重要な課題である。というのも、アイヌ民族の歴史の上でアイヌ民族の運命に決定的な影響を与えたのは、まさに近現代であるからだ。アイヌ民族を「日本の国民」に位置づけたのも近代になってからであり、それにも拘わらず、アイヌ民族を「旧土人」と称してあからさまな差別を行ってきたのも近現代の日本社会であるからだ。

「アイヌ差別」を告発した啓蒙的文献は多いが、アイヌ民族の歴史を正しく理解するためには、アイヌ民族の近現代史の研究をおろそかにすることは出来ない。アイヌ民族の社会や文化のあり方が大きな変容を遂げたのは、まさに近現代のことだからである。

「北海道旧土人保護法」の制定過程についても再度吟味する必要がある。私は、同法の制定の背景に、1894年(明治27)7月16日、イギリスのロンドンで締結した「日英通商航海条約」があるものと理解しており、そのことを拙著『アイヌ民族の歴史』(草風館、07年3月)でも記したが、この見解に対する批判的見解は未だ提示されていないことも、近現代史に関する研究者の関心が薄いことを示しているように思う。

現在、アイヌ民族を取り巻く上記のようなアイヌ民族の今後に決定的な影響を与える問題の存在に目を向けるならば、近現代史の研究は、緊急の課題と言わなければならない。

5. アイヌ民族との共同研究の推進

これまで、アイヌ民族の歴史に関する研究は、和人数研究者が中心になって行ってきた。しかし、和人数研究者による研究のみでは不十分であることは多言を要しない。幸い近年、アイヌ民族の若手研究者が育ってきているので、今後はアイヌ民族の研究者と和人数研究者との共同研究を積極的に推進する必要がある。この問題との関連で重要なことは、次ぎの諸点である。

アイヌ民族の生産・生活用具等のアイヌ民族に関する展示を行う博物館では、必ずアイヌ民族との共同研究を行い、その研究成果を基にして展示すること。その場合、アイヌ民族の研究者に限定しないこと。アイヌ民族の生産・生活用具という「モノ」文化は、それを利用したアイヌ民族の思い

が込められたものであり、「モノ」文化の裏にあるアイヌ民族の「心」が分かるような展示をする必要があるからである。

上記の3・4の問題と密接に関わるが、現存するアイヌ民族の社会・文化を記した日本側の記録史料は、18世紀後半以降のものであるのに加え、博物館で所蔵・展示している「モノ」文化の大部分は、どの時代に作成されたものが不明という欠陥を有している。それだけに、今後アイヌ民族の文化を継承・発展させていく上で、アイヌ民族の文化の変容過程に関する研究が必須である。その解明作業を行う上でも、アイヌ民族との共同研究の推進は、極めて重要な意味を有している。